○外務省告示第十六号

平成二十七年十二月十八日にブカレストで、平成二十一年六月二十三日付の日本国政府の口上書に従って実施されることになったルーマニア国民に対する期間限定査証免除措置が平成三十年十二月三十一日まで（同日含む。）更に延長される旨の口上書が、ルーマニア政府に対し発出された。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（在ルーマニア日本国大使館からルーマニア外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.110／2015

口上書

在ルーマニア日本国大使館は、ルーマニア外務省に敬意を表するとともに、二千九年六月二十三日付けの同大使館口上書第59／2009号、二千十年十二月二十二日付けの日本国外務省口上書第5025／C－F号、二千十一年十二月二十八日付けの同第4891／C－F号及び二千十二年十二月十九日付けの同第4641／EU－E号に関し、日本国政府が、日本国とルーマニアとの間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民に対する査証の免除について、ルーマニア政府が、ルーマニア国民に関する出入国管理統計の改善のためルーマニア外務省口上書第G5－1／3880号にいう措置を実施していることを考慮し、次の措置の実施を、二千十八年十二月三十一日まで（同日を含む。）更に延長することを同省に通報する光栄を有する。

○厚生労働省告示第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1036)を(1040)とし、(907)から(1035)までを(911)から(1039)までとし、(906)を(909)とし、その次に次のように加える。

(910)　メタコリン塩化物

1　有効なルーマニア旅券（暫定旅券を含む。）を所持するルーマニア国民であって、継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、ルーマニア国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものには、適用しない。

3　日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民は、日本国の法令に服さなければならない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止については、直ちにルーマニア政府に通告する。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるルーマニア国民に対し、日本国の領域に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　前記の諸措置は、内務・行政省のアタッシェが在本邦ルーマニア大使館に在任すること、及びルーマニア政府が外国における不法な滞在及び人身取引の被害者になることの防止に関するルーマニア国民の意識を向上させるためのマスメディアを通じた活動を行うことを条件として、とられる。

在ルーマニア日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてルーマニア外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年十二月十七日にブカレストで

第八号中(905)を(908)とし、(827)から(904)までを(830)から(907)までとし、(826)を(828)とし、その次に次のように加える。

(829)　ベキサロテン

第八号中(825)を(827)とし、(804)から(824)までを(806)から(826)までとし、(803)を(804)とし、その次に次のように加える。

(805)　プロゲステロン

第八号中(802)を(803)とし、(108)から(801)までを(109)から(802)までとし、(107)の次に次のように加える。

(108)　イバンドロン酸

○厚生労働省告示第八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の1中(222)を(223)とし、(41)から(221)までを(42)から(222)までとし、(40)の次に次のように加える。

(41)　エポロクマブ（遺伝子組換え）

別表第1の4中「採血に用いる医療機器」の下に「並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器」を加える。

○厚生労働省告示第九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百六十一号を第百六十二号とし、第百三十号から第百六十号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十九号の次に次の一号を加える。

百三十　四―［一―（三・五・五・八・八―ペンタメチル―五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―二―イル）エテニル］安息香酸（別名ベキサロテン）及びその製剤

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町河の子三六三の一から三六三の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**